



情報(第 12 号)



65 歳超雇用推進の助成金

1 高年齢雇用確保措置

少子高齢化の急速な進展に伴い、今後、労働力人口の減少が見込まれる中で、日本経済の活力を維持するためには、高い就労意欲を有する高齢者がその知識、経験を活かし社会の支え手として活躍し続けることが重要です。

また、働く意欲と能力のある高齢者が、働き続けることのできる環境整備が必要です。

そのため、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 9 条では、高年齢者の 65 歳までの安定した雇用を確保するため定年年齢を 65 歳未満としている事業主に、①65 歳までの定年の引き上げ、②65 歳までの継続雇用制度の導入、③定年廃止のいずれかを義務付けています。

2 継続雇用制度とは

継続雇用制度とは、現に雇用している高年齢者を、本人の希望によって、定年後も引き続き雇用する制度であり、「再雇用」制度と「勤務延長」制度があります。

再雇用制度は定年でいったん退職とし、新たに雇用契約を結ぶ制度です。労働条件も新たに変更となり、大半の企業がこちらの制度を採用しています。

勤務延長制度は定年に達しても退職とはせず、引き続き雇用する制度ですから、労働条件の変更が就業規則に記載されているか、従業員の同意がない限り、定年年齢に達したときの労働条件をそのまま引き継ぐこととなります。

どちらにしても希望者全員を対象とすることが必要です。高齢者となっても現役労働者として働き続けられることはとても素晴らしいことで、その実現に向けて企業と労働者がお互いに努力していきましょう。

3 継続雇用の拒否

注意事項として、希望者全員が必ず再雇用又は勤務延長を保障されるものではありません。前記法において、当然に希望者全員を採用すべきものとしているのではなく、就業規則に定める解雇・退職事由（年齢に係るものを除く）に該当する場合には、企業は継続雇用しないことができます。ただし、継続雇用しないことについては客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であることが求められます。

過去に起こした交通事故の回数や、人事評価などから、再雇用基準を満たさないため、再雇用拒否に違法性はないとした判例があります（岐阜地方裁判所平 20. 9. 8 労働判例 2016-26）。

4 65 歳超雇用推進助成金

高齢者の労働力が今後の日本には必要となっていており、ニッポン一億総活躍プランの実現のためにも、将来的に継続雇用年齢や定年年齢の引上げを進めていく必要があります。国もそのような取り組みをする企業に対して、65 歳超雇用推進助成金による支援を行っています。

この助成金は、就業規則等による、65 歳以上への定年の引き上げ、定年の定め廃止、旧定年年齢及び継続雇用年齢を上回る 66 歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの制度を実施する企業に対し支給されます。60 歳以上の被保険者数が 3～9 人の企業において、定年の定めを廃止すると 120 万円が助成されています。

これを積極的に活用し、企業は労働力を確保し、高年齢者の就労の機会と雇用の安定に努めていきましょう。

5 老齢年金の支給繰下げ

老齢基礎（厚生）年金額を増やす方法として支給繰下げ制度があります。65 歳に達する前に老齢基礎年金の受給資格期間を満たした者が、裁定請求をしなかったときは、66 歳に達した日以後の希望したときから支給繰下げをすることができ、70 歳まで繰下げすると 42%増額されます（月 0.7%増額され最大 70 歳までの 60 月が繰り下げ可能です）。82 歳のところで繰下げた方の総受給額が上回ります。

給料が出る間はそれで生活をして年金受給を繰下げすること、あるいは、平均余命が圧倒的に長い妻の老齢基礎（厚生）年金のみ繰下げする選択肢もあります。

なお、老齢基礎年金とともに老齢厚生年金の支給繰下げをすることもできます。

支給繰下げ時の年齢	増額率
66 歳 0 カ月～66 歳 11 カ月	8.4%～16.1%
67 歳 0 カ月～67 歳 11 カ月	16.8%～24.5%
68 歳 0 カ月～68 歳 11 カ月	25.2%～32.9%
69 歳 0 カ月～69 歳 11 カ月	33.6%～41.3%
70 歳 0 カ月～	42.0%

（老齢基礎年金の繰下げ増額率表）

当法人では、助成金の申請手続きや、就業規則の作成・改正のご相談を承っておりますので是非ご利用ください。

年金相談では、相談者の情報をご持参ください。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
 銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
 TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
 E-mail:ginzasvakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp